

## 協同組合の出資金に係る資本会計問題

山 田 和 宏

### 1. 問題の所在

協同組合の仕組みは約170年前からあり、英国において19世紀半ばに始まった。具体的には、「ロッヂデール公正先駆者組合」がある。背景には、産業革命で大規模生産が可能になった一方で、市場原理に委ねたままでは、市場の不正あるいは労働者の貧困といった負の側面があった。日本においては、1900年に産業組合法が法制化され、その後、農業協同組合法、生活協同組合法、漁業協同組合法といった個別法を根拠に組合が設立されていった。しかしながら、協同組合のガラパゴス問題があり、農協、生協などで内外の円滑な連携を行う上で課題を残している。

また、20世紀末には、経済学の観点からも、やはり、市場原理に委ねたままでは、同様に市場の不正あるいは労働者の貧困といった問題があり、「共生」、「社会的共通資本」といった考え方が主張されるようになった。「共生」においては、「協同の思想」のもと「利益共同体」でもなく、「運命共同体」でもない第三の協同体として「使命共同体」の時代が到来するであろうことが示唆されている（内橋 [1999] 15-18頁）。また、経済的効率性と社会的な必要性を統合する担い手として協同組合の役割に関しても論じられている（内橋 [1999] 82頁）。「社会的共通資本」では、生活関連資本だけではなく自然環境もまた社会的共通資本に分類されようとし、私有性を許して、そのストックないしはサービスが市場機構を通じて配分された場合にどのような問題がおきるかを警告している（宇沢 [1994] 197-203頁）。さらに、21世紀に突入し、IoTと共有型経済（シェアリングエコノミー）の台頭以降、その存在感を一層増してきている。また、世界的には、さまざまな対象（農業、エネルギー、金融、住宅、小売業など）が、すでに協同組合によって運営されている。例えば、ドイツでは再生

エネルギーの導入において市民や地域コミュニティが主体になることが多く、それを担う組織形態として協同組合がある(寺林 [2016] 19頁)。さらに、国連は、「SDGs (持続可能な開発目標)」において、協同組合をその達成にあたり役割を果たすべき民間セクターのひとつとして明記しており、国際社会の協同組合に対する評価は高まっている。また、日本においても政府による「SDGs 実務指針」に協同組合が明記されている。

さて、こうした協同組合においては、未解決な資本会計問題がある。第一は、組合員による出資金の会計問題で、協同組合は、組合員による拠出によって開始されるが、その出資金を負債とするか資本とするかは協同組合に係る本源的な問題であるものの、十分な議論がされていなく負債として分類するか資本として分類するかは未解決のままである。第二は、協同組合グループの傘下の子会社が株式上場するあるいは事業に貢献しなくとも出資額に応じて配当を受け取る仕組みの協同組合といったハイブリッド化している場合、協同組合の本質とは矛盾するといった未解決の問題がある。第三は、不分割積立金の必要性の問題である。不分割積立金は、準備金・積立金(内部留保)に関して、全部または一部を組合員に分割できないようにするものであるが、各国の対応は様々である(堀越 [2010] 70頁)。また、解散・清算局面において、組合存続中は「不分割積立金」となっている法定準備金やその他の積立金に相当する残余財産が清算によって解散時の組合員に対して分配されるのでは、組合員間の世代間の不公平を生じさせるとの指摘がある(明田 [2014] 68頁)。本稿の目的は、協同組合の本質を明らかにし、その上で、上述の協同組合の資本会計の問題の第一の出資金の負債か資本の区分の問題を検討することである。

## 2. 協同組合の概要

### (1) 海外での動向

欧州では、ドイツ、デンマークをはじめとして再生エネルギー(太陽光発電、風力発電など)をエネルギー・インフラとして整備する上にあって、市民参

加の協同組合の事業形態が多い。その背景としては、自分たちが必要とするエネルギー供給に関して積極的に関わりたいという市民の要望があるからである(Rifkin [2015], 柴田 [2015] 333-334頁)。また、欧州における金融機関では、協同組合銀行グループのプレゼンスが大きく、子会社の一部は株式上場を行い、「ハイブリッド銀行化」が進んでいる(重頭ユカリ [2008] 37頁)。そのことは、株主と協同組合員という異なる目的や関心を持つ所有者—資金供給者の間での利害のコンフリクトを招く可能性がある。例えば、格付会社から信用リスクの評価も受けており、ROEの開示<sup>1</sup>も示されている。しかしながら、単協において、一人一票の議決権にて意思決定が行われることにより協同組合性を維持およびさらに強化しているようである。また、佐々木( [2020], 67頁)は、デジタル情報を扱うプラットフォーム協同組合の事例をあげ、ガバナンスの視点から協同組合的なガバナンスと株式会社のガバナンスのハイブリッドであることを示唆している。具体的には、音楽ストリーミングの協同組合では、組合員である従業員、アーティスト、リスナーのすべてが一人一票という投票権構造のもとにあるが、事業への貢献度がなくても出資額に応じて配当を受け取ることができるという株式会社の仕組みを併用していることである。米国においては、福田(2011, 20頁)によれば2000年代初頭に一部の州において、組合員以外の者に対して資本参加の道を開いているハイブリッド型協同組合の設立および協同組合法の規定が示されている。さらに、2008年の金融危機以降、信用組合が台頭してきている。その背景には、資本主義が抱えるさまざまな課題を解決するひとつの手段として協同組合が注視されていることに起因していると思われる。

## (2) 日本での動向

農協、漁業、購買、共済、生協等の加入者は、想像以上に多く、約6,500万人が協同組合の組合員であり、協同組合は、我々の生活を支えている。ただし、

---

<sup>1</sup> Raiffeisen Bank international Annual report 2020参照

「協同組合法制が分野毎に「縦割り」で、協同組合設立が許認可制によって拘束され、労協の根拠法もないなど自主的に協同組合をつくる体制は弱い。」(高橋[2020]34頁)との指摘がある。日本の地域社会が抱えるさまざまな問題の解決に協同組合に期待される背景があり、2018年4月に、日本における協同組合をつなぐ「日本協同組合連携機構」が設立されている。さらに先進国の中で労働者協同組合法がなかったのは日本ぐらいであったが、2020年12月4日臨時国会でようやく労働者協同組合法(労協法)が成立した。

### (3) 協同組合の本質

民間企業は、営利の事業体として活動するものであり、協同組合は、コモンズとして設計されている(Rifkin [2015], 柴田 [2015] 327-328頁)。協同組合の本質は、社会的・経済的利益を共有するものであり、また、組合員の加入・脱退が自由であるという性質を有する。組合員の加入・脱退が自由であることは、市民参加と事業規模拡大を行う際に、適した事業形態となる。とりわけ気候変動に大きな影響をもたらすエネルギー・インフラ産業においては伝統的な中央集権的な企業に依存するのではなく、市民が意思決定に参加できる協同組合の位置づけが高まっている。また、こうした組合員の存在的特質は、所有者性(資本性)と利用者性(顧客性)を併せ持つものであり、利用者性が本源的なものである(堀越[2004])。

### (4) 協同組合の多様性

海外の動向で示したように協同組合の中には株式会社(営利法人)の性格を有するものも台頭してきている。また、わが国の協同組合においては、営利法人としての性格をもったものから一般社団法人以上に非営利法人としての組織設計をすることが可能となっている(明田[2004] 67頁)。具体的には、剰余金の分配で、組合員に剰余金(利益)を分配しないように非営利法人として組織設計することが可能である一方、前述した不分割積立金において、消費生活協同

組合の場合、清算時における残余財産分配について組合員に帰属する制度になっており、営利法人として性格を有しているとの示唆がある（明田 [2004] 67頁）。

### （5）小括

協同組合は、協同組合銀行グループ内での子会社の上場であるとかデジタル情報を扱うプラットフォーム協同組合でのハイブリッド化した協同組合のように協同組合の形態は多様化してきている。不分割積立金の議論の中で協同組合を、類型化し、「内部運営志向、分配志向」と「コミュニティー志向、社会目的志向、安定発展志向」と場合分けし、前者の場合、「不分割積立金」の必要性は乏しいが、後者の場合、「不分割積立金」は、重要な原則として位置づけられていることが示唆されている（堀越 [2010] 72頁）。しかしながら、ハイブリッド化した協同組合では、前述の類型化において示された二項対立ではなく、一方で分配志向を持ちつつ、もう一方で社会目的、安定発展志向を持つという両面性をもつと考えうる。次節以降では、協同組合の「本質」、「多様性」に照らし、国際会計基準および日本会計基準の議論で欠けている点を明らかにしていくものである。

## 3. 資本会計に係る議論の変遷

### （1）国際会計基準

IFRSにおける協同組合に係る議論の経緯は、以下の通りである。2002年に公表されたIAS第32号の公開草案では、金融負債は、「他の企業に現金または他の金融資産を支払う契約上の義務」と定義され、協同組合の出資金は負債と位置づけられ、自己資本比率が大幅に悪化することが懸念されたが、IFRIC解釈指針第2号「協同組合に対する組合員の出資金および類似の金融商品」では、「事業体が、組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を有している場合は、資本である。」という例外規定が設けられ、資本として分類することが可能となった。その後、2018年におけるIASB DPによるIAS第32号に係る新

提案（「金額特性」という基準の導入、表1を参照）では2004年に公表されたIFRIC解釈指針第2号「協同組合に対する組合員の出資金および類似の金融商品」の取り扱いに影響を与えるという懸念がある。IASB DPでは、以下のいずれか（または両方）を含む金融商品が金融負債に分類される（IN10）。

(a) 清算以外の特定の時点で現金または他の金融資産を移転する不可避の契約上の義務

(b) 企業の経済的資源から独立した金額に係る不可避の契約上の義務

(a)の要件は、時期を扱っており、(b)の要件は、金額を扱っている。(a)、(b)いずれも含まない請求権を資本とするものである。時点測定によれば、企業が清算時以外の特定の時期において義務を履行するためのキャッシュあるいはキャッシュ以外の資産を有するかどうかの評価に貢献し、また、金額測定によれば、貸借対照表のソルベンシーおよびリターンの評価に貢献する(IN12)。

表1 金融負債と資本性金融商品の分類のアプローチ

「時点」 の特性に 基づく 区分	「金額」 の特性に 基づく 区分	
清算時以外の特定の時点で現金またはその他の金融資産を移転する義務がある（例：スケジュールに則った支払い）	企業の利用可能な経済的資源から独立した金額に関する義務が存在する（契約上の固定金額又は金利その他の金融変数に基づく金額など）	企業の利用可能な経済的資源から独立した金額に關し何の義務も存在しない（自社の株価に連動する金額など）
清算時以外の特定の時点で現金またはその他の金融資産を移転する何の義務もない（例：企業の自己株式による決済）	負債（例：シンプルな社債）	負債（例：公正価値で償還可能な株式）
	負債（例：固定金額の現金にその価値が等しくなる、変動数の自己株式を引き渡す義務を伴う社債）	資本（例：普通株式）

(IASB [2018] DP IN11を引用)

また、多くの国における協同組合への出資は、依然として負債として分類されてしまうという問題は未解決のままであるという指摘がある（明田[2019]43頁）。

## (2) 日本会計基準

まず、日本の農業協同組合の会計では、様々な出資形態（組合員によるもの、准組合員によるものおよび組合員以外によるものなどがある）に関して、資本か負債かの議論が十分しつくされていないものの、資本として考えて差し支えないとの見解もある<sup>2</sup>。会計処理は、資本金勘定の代わりに出資金勘定を用いるもので、払い込みまたは給付に係る額の全額を出資金として処理するものである。しかしながら、出資金を資本として分類するという一律的な対応には検討の余地がある。つまり、資本要件を明確にするという課題は、依然、残っている。農業協同組合の特徴として、議決権は一人一票であることがあげられる。また、准組合員は享益権に制限があり、議決権および選挙権を有していない。組合員以外による出資としては普通出資を補完する優先出資があり、負債の性格が強いものである。

次に農事組合法人があり、原則として農民の組合員3人以上が、農業生産の協業を図るために運営する法人で、組合1号法人と2号法人がある。前者は、農業に係る共同利用施設の設置または農作業の共同化に関する事業を行うもので、後者は、農業の経営を行うものである。会計処理は、前述の農業共同組合と同様、資本金勘定の代わりに出資金勘定を用いるもので、払い込みまたは給付に係る額の全額を出資金として処理するものである。出資に関して、組合員は、有限責任で、議決権は一人一議決権である。また、会計上は資本として計上するものであるが、ここでも何をもって資本とするかは十分議論されているわけではないと思われる。

また、協同組合の本質に組合員に加入・脱退が自由であることがあげられるが、脱退をするとき出資金の払戻しの処理に関して額面のみを払戻しするのか価値増殖分を含めて払戻しを行うのかという問題があり、協同組合（農業協同

---

<sup>2</sup> 日本公認会計士協会 [2007]「農業協同組合の会計に関するQ&A」2007年2月28日、1-21頁。

組合、中小企業等協同組合、生活協同組合など）によって規則は異なる。例えば、農業組合法人定款例の第15条では、組合員の組合の脱退に係る払い戻しは、組合員の組合に対する出資額を限度とするものとされている。一方、中協法施行規則では、別段の定めがないものの中小企業組会计基準では計算様式が示されている。算定方式には、改算式と加算式がある、また、持分払戻のパターンとして、出資額の限度規定で出資金額と同額以上の場合、出資金を下回る場合、また、全額払戻の規定で出資金を下回る場合、出資金を上回る場合などがある。具体的には、それぞれの定款規定によることになる。さまざまな協同組合の資本金問題に係る問題を表2に示した。

表2 さまざまな協同組合の資本金問題

	出資金の扱い（資本か負債）	脱退時の払戻計算	備考
農業協同組合等の会計報告に関する研究報告	資本（純資産の部）	*	非常利法人委員会研究報告第40号[2019]日本公認会計士協会
農業の会計に関する指針	資本（純資産の部）	*	一般社団法人全国農業コンサルタント協会・公益社団法人日本農業法人協会、最終改定[2019]
中小企業等協同組会计基準	資本（純資産の部）	中協法施行規則に別段の定めはないものの、中小企業組会计基準では計算様式が示されている。	中小企業等協同組会计基準改定[2007]
生活協同組会计（現在生活協会计基準は存在しない。）	資本（純資産の部）	払出資額の範囲として積立金・準備金に対する請求権が認められていない。	2008年生協会計基準廃止
* 農事組合法人定款例の第15条によれば、組合員の脱退に係る持分の払戻しは、組合員の組合に対する出資額を限度とすると示されている。			

（筆者作成）

### (3) 小括

国際会計基準では、IFRIC解釈指針第2号にせよ、その後の2018年度に公表されたDPも、会計思想の根底には資産負債アプローチがあり負債と資本の区分の議論がなされている。また、出資金に償還義務があることから、資産引渡義務があり、出資金を負債とする考え方となっている。一方、日本の会計基準



の会計思想の根底には、収益費用アプローチがあり、協同組合の出資金の取り扱いに関して十分な議論がなされていないものの資本という考え方に整理されている。ただし、何をもって資本とするか資本要件に関しては曖昧なままであると考えられる。また、組合員の脱退に係る出資金の払戻しの処理に関して前述したように組合によって異なる規則が示されている。

#### 4. 検討

前節において、出資金を負債とするか資本とするかの議論の変遷は、負債と資本を区分する建付けで議論が展開されているが、負債と資本を区分しない議論は展開されていない。まず、負債と資本を区分する建付けでの議論には負債確定アプローチと資本確定アプローチがある。

##### (1) 負債確定アプローチと資本確定アプローチの視点から

負債確定アプローチに基づくものとして、「営利企業であれ、協同組合のような組織であれ、非営利組織であれ、支払義務があれば、負債の定義に即して、その項目を負債にするのが原則である。」(池田 [2016] 252頁) との見解がある。すなわち、協同組合の出資金は償還義務を有するので負債になるという考え方であり、前節でのIAS第32号の議論を参照されたい。一方、資本確定アプローチには、資本を資産から負債を控除した残余とは定義せず、株主リスクを負う項目とするとか投票権をもつ請求権あるいは損失を吸収(負担)する請求権とする(損失吸収アプローチ)ことがあげられる。さらに、負債と資本の区分を資産負債観および収益費用観といった会計思考の視点もある。

まず、資本確定アプローチでの損失吸収アプローチをとりあげ以下協同組合の出資金に関して考察する

企業会計における資本要件では、損失吸収アプローチを支持する見解がある。リスクを吸収する損失吸収力<sup>3</sup>であるが、金融規制上、金融機能の安定(例えば、ストレス時に貸付を継続できる。)を目的として適切な額の損失吸収資本

として議論されることが多い。しかしながら、会計上は、適用範囲を金融商品に限定する考え方（FASBによる基本的所有アプローチ）と限定しない考え方（IASB）がある。また、金融商品にも多様性があり、契約条件によって損失を吸収する場合とならない場合がある（PAAinE [2008] paras4.28-30, 青木 [2014] 46頁）。さらに、IAS第32号、第37号とIASBの概念フレームワークとの間ででてくる固有の矛盾点（inherent inconsistency）があり、その矛盾点を解消するために、階層アプローチが検討された。階層アプローチ（a layered approach）<sup>4</sup>は、損失を吸収する場合とそうでない金融商品かどうかというだけの視点ではなく、損失吸収を充足するかしないかという第1層と次に第1層で識別された損失吸収資本が所有者の立場において所有者によって供給されるかどうかという第2層をもって負債か持分を判定するものである。また、現在のIASBの概念フレームワークでは、事業体の視点か所有者の視点かは明示されていない（PAAinE [2008] para.3.31）。階層アプローチでは、同じ「性質」を有するものでも所有主の視点による分類とIAS第32号との間で会計処理が違ってしまうという不一致の問題を解消しえるので、階層アプローチを支持するものである。つまり、リスク負担する（損失吸収を行う）上で、所有者としての立場を満たす必要があるとする考え方である。よって、損失吸収力を議論する際は、階層アプローチに従って負債と資本の区分を行うべきと考える。しかしながら、永続性、劣後性、資本吸収力といった特性は、投資の意思決定に役立つと思われるものの、利益計算の基礎を提供するという問題を解決していないと考える。

こうした損失吸収アプローチを協同組合に適用することに関して、青木

---

<sup>3</sup> 損失吸収アプローチは、損失を負担することが資本と負債を区分する決定的要因であるとするもので、企業に損失が生じたときに、デフォルトを生じさせることなく金融商品の純資産に対する請求権が減少する場合に、当該金融資産を資本に区分するものである（川村 [2010] 11頁）。

<sup>4</sup> （PAAinE[2008]paras30-31,青木[2014b]47頁）。また、損失アプローチによる事業体の視点と所有者の視点の統合(a synthesis)とも解しえるものである。

([2012] 11頁) によれば「協同組合の関する会社法上の自己資本は、リスク資本として分類すべきであると解される。」との主張がある。その根拠として「組合の潜在的損失は、組合員の債権によって相殺され、追加的に損失負担に対する協同組合準備金も用意されている。」(青木 [2012] 11頁)ことがあげられている。言い換えれば、直接的なリスク負担を行っていることがその根拠と思われる。

他に、出資金を資本確定アプローチに基づき資本として分類する場合の他の資本要件として考える議決権に関して考察する。企業会計における資本要件として議決権が考えられるが、企業会計の場合、一定程度リスクを負担すべき(例えば、比例係数<sup>5</sup>が1以上)と考えるので一株一議決権以上とすべきである。すなわち、保有株式数に応じてリスクの負担度合が増加するものである。しかしながら協同組合の出資金を資本として分類する際の資本要件の議決権は一人一票(議決権)であると考ええる。その根拠は、協同組合の本質が、社会的、経済的利益の共有であるとすれば、市民参加が必要だからである。さらに、負債と資本の区分を資産負債観および収益費用観といった会計思考の視点もある。

## (2) 資産負債観および収益費用観の視点から

協同組合の出資金の負債と資本の区分問題に関して、その根幹は、資産負債アプローチと収益費用アプローチの対立と見ることができるとの见解がある(吉田 [2017] 57頁)。

資産負債アプローチにおいては、前述のように負債は資産引渡義務を有するものと定義する限り、償還義務を有する出資金は負債とする考え方になってしまう。ただし、鷹野 ([2006]. 80頁)によれば、「組合組織に持分調整制度が制度的にもまだ実務的にも実践されているということで、組合出資金負債説を反駁できる。」との示唆がある。持分調整制度の下では、増殖された持分の計算

---

<sup>5</sup> 1株1議決権の場合あるいは複数議決権の場合、議決権数をYとし、株式数をXとした場合、比例係数kは1以上であるが、1人1票制度の場合、比例係数は1/Xとなる。

を行うもので、出資金が負債であるならば、このような増殖はおきえないという考え方である。

一方、収益費用アプローチにおいては、利害調整機能と持分計算と密接に結びつくという根拠をもって出資金は資本と考えざるを得ないとのことである（吉田 [2017] 57-59頁）。

上述の議論から協同組合の出資金を仮に資本として分類する根拠は、企業会計における二項対立の視点による利害調整および持分の計算というだけでなくリスク負担あるいは経営参加が可能な議決権といったことを資本要件とすることが示唆される。資産負債アプローチの下での償還義務という視点から出資金を負債と捉えることは、一面的であり、収益費用アプローチの下において資本として捉える場合においても、さらなる資本要件に関する議論が必要であることが確認された。しかしながら、こうした議論は企業会計において会計主体を資本主であるという前提で議論されており、あるいは、会計主体をあいまいまま議論していると思われる。第2節で協同組合の「本質」および「多様性」を論じてきた。これからの協同組合のあり方を照らすとより一層会計主体をはっきりさせることが出資金問題の解決に求められる。よって、一方の負債と資本を区分しないという議論は、上述のように協同組合の会計主体をあきらかにしたうえで論じたい。

## 5. おわりに

前節にて、協同組合の出資金の資本金の問題を、負債確定アプローチあるいは資本確定アプローチといった視点、資産負債観および収益費用観といった会計思考の視点から考察のほか、会計主体に遡って検討する必要があることを示唆した。

また、未解決な資本金問題としてあげたハイブリッド型の協同組合（協同組合は多様化しており、営利法人の性質に近いものもあれば、非営利法人の性質に近いものもあり、双方の性質を有するハイブリッド型のものもある。）お

よび、不分割積立金の問題に関しては、別稿で論じたい。

## 参考文献

- PAAin E [2008] Discussion Paper *Distinguishing Between Liabilities and Equity*.
- Rifkin, Jeremy [2015] “The Zero Marginal Cost Society” Griffin 柴田祐之訳 [2015]『限界費用ゼロ社会』NHK出版.
- 青木崇 [2012] 「ドイツにおける負債・資本の区分の動向—人的会社および協同組合を中心として—」『中央学院大学商経論叢』第27巻第1号（9月），4—14頁.
- [2014] 「負債・持分の区分に関する損失吸収アプローチ」『中央学院大学商経論叢』第29巻第1号（9月），43—48頁.
- 明田作 [2014] 「わが国の法人体系における協同組合法の位置」『農林金融』58—69頁.
- [2019] 「負債と資本の区分をめぐる会計上の問題」『農林金融』43—60頁.
- 池田幸典 [2016] 『持分の会計』中央経済社
- 宇沢弘文 [1994] 『宇沢弘文著作集 I 社会的共通資本と社会的費用』岩波書店
- 内橋克人 [1999] 『内橋克人同時代への発言第8巻多元的経済社会のヴィジョン』岩波書店.
- 越智信仁 [2018] 「地方創生に資する「地域社会益法人」認証を巡る考察」『非営利法人研究学会誌』第20巻, 57—66頁.
- 越前聡美 [2016] 「日本における協同組合思想導入の背景—産業組合法成立前後に焦点を当てて—」『東洋大学/福祉社会研究』第8号（3月），21—28頁.
- 栗本昭 [2016] 「日本のサードセクターにおける協同組合の課題: ビジビリティの視点から」『RIETI Discussion Paper Series』16-J-038, 1—21頁.
- 佐々木裕一 [2020] 「デジタル情報財を扱うプラットフォーム協同組合の理論と実際—StocksyとResonateを通じて—」『コミュニケーション科学』（東京経済大学）第51巻, 45—72頁.
- 重頭ユカリ [2008] 「欧州の協同銀行グループの事業戦略—中央機関による買収と単協での組合員の増強」『農林金融』10月, 29—42頁.

- 鷹野宏行 [2006] 「組合組織への新規加入の会計—持分調整制度と組合出資金負債説との関連を中心に—」『産業経理』第66巻第3号, 80—87頁.
- 寺林暁良 [2016] 「ドイツのエネルギー協同組合が直面する課題と新たな検討—再生エネルギーの「市場化」に対応する事業モデル—」『農林金融』, 18—31頁.
- 高橋巖 [2020] 「地域社会のための協同労働による協同組合活動—スペインの事例から「空家総有管理の可能性」を考える—」『CUC View & Vision』(千葉商科大学) 第49号, 33—39頁.
- 中川雄一郎・柳沢敏勝・内山哲郎編著 [2008] 『非営利・協同システムの展開』日本経済評論社.
- 濱田康行 [2016] 「協同組合理念と剰余価値(上)—労使間のアコード(政策合意)を求めて—」『共済と保険』701巻, 4—11頁.  
—— [2016] 「協同組合理念と剰余価値(下)—労使間のアコード(政策合意)を求めて—」『共済と保険』702巻, 10—17頁.
- 福田弥夫 [2011] 「アメリカにおける協同組合をめぐる新たな動き—新世代協同組合やハイブリッド型協同組合の状況を中心に—」『共済と保険』, 20—35頁.
- 堀越芳昭 [2004] 「協同組合出資金の特質—その負債性と資本性の検討—」『調査と情報』, 2—3頁.  
—— [2009] 「国際会計基準・払戻可能出資金の資本要件: その資本性と負債性の検討」『社会科学研究』(山梨学院大学) 第29巻, 71—92頁.  
—— [2010] 「協同組合不分割積立金の歴史と実態—その原則と法から—」『生協総研レポート』第64巻, 59—74頁.
- 宮下淳 [1995] 「中小協同組合の持分問題への一考察」『経営と情報』第7巻第1号, 25—42頁.
- 吉田武史 [2017] 「協同組合における出資金概念の諸相」第2回共済理論研究会(講演録) <https://www.jcia.or.jp>
- 和田聡 [2013] 「第6章生協法人の会計」『非営利組織体の会計・業績および税務』関東学院大学出版会, 155—175頁.